

東京都公報

発行
東京都

目次

104

規則

- 東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………（総務局行政改革推進部行政改革課）……………一
- 東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）……………一
- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………三
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部管理課）……………四
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………四
- 歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五

規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

●東京都規則第二百十号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第七条」を「第八条」に改める。
- 第二条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。
- 第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百一十号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第一百号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都障害者総合スポーツセンターの項中「集会室」を「集会室 研修室」に、「プール」を「プール 多目的室」に改め、「スポーツ広場」を削り、「卓球室」を「卓球室 サウンドテニス室」に、「録音室 図書室」を「図書コーナー」に改め、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「プール」を削り、「卓球室」を「卓球室 サウンドテニス室」に改め、「録音室 宿泊室」を削る。

別表第二東京都障害者総合スポーツセンターの項中「印刷室 録音室 図書室」を「研修室 印刷室 図書コーナー」に改め、同表東京都障害者総合スポーツセンターの項中「卓球室」を削り、同表東京都障害者総合スポーツセンターの項中「卓球室 トレーニングルーム」を「プール 卓球室 サウンドテニス室 トレーニングルーム」に改め、同表東京都障害者総合スポーツセンターの項中「多目的室 運動場 洋弓場 庭球場」に改め、同表東京都障害者総合スポーツセンター

一の部運動場 洋弓場 庭球場 スポーツ広場の項を削り、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「録音室」を削り、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの部プールの項を削り、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「卓球室」を「卓球室 サウンドテーブルテニス室」に改め、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの部宿泊室の項を削る。

別記第一号様式中

集会室 (1・2・3) 運動場
 体育館 プール 庭球場
 洋弓場 () スポーツ広場
 その他 ()

を

集会室 (1・2・3) 研修室 (1・2)
 体育館 プール 多目的室
 運動場 洋弓場 庭球場
 その他 ()

に

第一集会室 (A・B・C) 第二集会室
 第三集会室 集会室 (和室)
 体育館 プール
 その他 ()

を

集会室 (1・2・3) 体育館
 その他 ()

に改める。

別記第一号の二様式中

- 1 東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室
- 2 東京都多摩障害者スポーツセンター宿泊室

を

東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室

に改める。

別記第二号様式中「あて」を「宛て」に

集会室 (1・2・3) 運動場
 体育館 プール 庭球場
 洋弓場 () スポーツ広場
 その他 ()

を

集会室 (1・2・3) 研修室 (1・2)
 体育館 プール 多目的室
 運動場 洋弓場 庭球場
 その他 ()

に

第一集会室 (A・B・C) 第二集会室
 第三集会室 集会室 (和室)
 体育館 プール
 その他 ()

を

集会室 (1・2・3) 体育館
 その他 ()

に改める。

別記第一号の二様式中「あて」を「宛て」に

- 1 東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室
- 2 東京都多摩障害者スポーツセンター宿泊室

を

東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室

に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月十日から施行する。ただし、別表第一東京都障害者総合スポーツセンターの項及び別表第二東京都障害者総合スポーツセンターの項の改正規定、別記第一号様式の改正規定（

集会室 (1・2・3) 運動場
 体育館 プール 庭球場
 洋弓場 () スポーツ広場
 その他 ()

を

記第二号様式の改正規定 (

集会室 (1・2・3)	研修室 (1・2)
体育館 プール	多目的室
運動場 洋弓場	庭球場
その他 ()	その他 ()

に改める部分に限る。)並びに別

集会室 (1・2・3)	研修室 (1・2)
体育館 プール	運動場
洋弓場 庭球場	スポーツ広場
その他 ()	()

を

集会室 (1・2・3)	研修室 (1・2)
体育館 プール	多目的室
運動場 洋弓場	庭球場
その他 ()	()

に改める部分に限る。)は同年七

月一日 (以下「施行日」という。)から、次項及び附則第三項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第一号様式による申請書の提出及び同規則別記第二号様式による承認書の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第一号様式による申請書の提出及び同規則別記第二号様式による承認書の交付は、施行日前においても行うことができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第一号様式から第二号の二様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則 (昭和三十二年東京都規則第二百二十三号) の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「及び第二種中層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に、「及び第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

別記第一号様式別紙(表)中「第一種中高層住居専用地域」を「第一種中高層住居専用地域 田園住居地域」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則 (昭和二十五年東京都規則第九十四号) の一部を次のように改正する。

第二十二条中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第一号中「こえる」を「超える」に改め、同号イ中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改め、同条第二号中「こえる」を「超える」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十二條の二第二項の表(一)の項中「第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居田園住居地域」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和五十三年東京都規則第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五号

東京都公園緑地事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都公園緑地事務所長委任規則(昭和四十七年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一号(二)ア中「第七條第一号」を「第七條第一項第一号」に改め、同号(二)イ中「第十

二條第一号」を「第十二條第二項第一号」に改め、同号(三)ア中「第七條第三号」を「第七條第一項第三号」に改め、同号(三)イ中「第十二條第一号の三」を「第十二條第一項各号、同條第二項第一号の三」に改め、「第九号」の下に「並びに同條第三項第一号から第五号まで」を加える。

第二号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 條例第十八條第一項の規定により有料公園又は有料施設の使用を承認し、及び同

條第二項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

第四号(一)中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「または」を「又は」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項及

び前項」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「こえない」を「超えない」

に改め、同項第二号中「または」を「又は」に、「こえる」を「超える」に改め、同項

を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 條例第九條第二項の使用料の額の最低額は、別表第二のとおりとする。

3 條例第九條第三項の使用料の額は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第

五條の七第一項に規定する認定公募設置等計画に記載された使用料の額(当該額が別表第二に規定する額を下回る場合にあっては、同表に規定する額)とする。

別表第二 二の部(一)の項中

舎人公園売店	一月	十九万九千百円
--------	----	---------

を

舎人公園売店	第一号(夕日の丘売店)	一月	十九万九千百円
	第二号(ハーベキュー広場売店)		百二十五万八千百円

に

改める。

別表第三 一の項中「都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設」を「保育所その他の社会福祉施設」に、

都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第七号に掲げる施設等	一平方メートル	八百八十八円	百七十九円	四円
-------------------------------------	---------	--------	-------	----

を

都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第七号に掲げる施設等	一平方メートル	八百八十八円	百七十九円	四円
	一平方メートル	八百八十八円	百七十九円	四円

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (公)

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月22日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第18号

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一

部を改正する規則

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則(平成18年5月2日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001